

答申第 600 号

平成 27 年 2 月 18 日

神奈川県教育委員会

委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会

会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 11 月 26 日付けで諮問された教育委員会事務局メモ等不存在の件  
（その 1）（諮問第 654 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、事務局メモを存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成25年10月18日付けで、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、特定年月日提出期限（以下「本件期限日」という。）の各県立高校の特定科目の選定希望教科書（以下「本件選定希望教科書」という。）名が分かる事務局メモ（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、県教育委員会は、平成25年10月31日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成25年11月5日付けで、県教育委員会に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 県立高校の教科書採択に当たっては、各県立高校の教科書選定会議（教科会の会議等）の適切な手続きを経て、校長により県教育委員会に提出され、希望教科書を県教育委員会が承認するということがこれまでの慣例として、県教育委員会で確認されていた。
- (2) 実施機関は、報告された本件選定希望教科書のうち、特定出版社の教科書（以下「本件教科書」という。）を希望する高校（以下「本件高校」という。）名を確認した上で、特定日（以下「本件依頼日」という。）に、本件教科書を希望した本件高校の校長に「他社の教科書」に強制的に変更するよう指示をした。

- (3) 本件高校で、本件教科書が強制的にどのような変更がなされたのかが大きな問題となっている。
- (4) 実施機関は、本件期限日の本件選定希望教科書名の分かる資料がなければ、本件依頼日に本件高校の校長への本件教科書の変更依頼をすることができない。
- (5) 本来、本件選定希望教科書の記録は存在するものであり、条例第5条第3号の趣旨、規定、要件に基づき、県教育委員会はその記録は公開すべきである。なぜなら、本件選定希望教科書名は未成熟な検討段階の情報ではなく、すでに県教育委員会に提出後の情報だからである。さらに、その記録が「事務局メモ」であったとしても、また、そうでなかったとしても何らかの形で情報は公開されるべき対象と考える。

#### 4 実施機関（教育局指導部高校教育指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

##### (1) 高校教科書選定のしくみについて

ア 4月下旬の県教育委員会会議において、次年度の「使用教科用図書採択方針」を決定する。

イ 事務局において「採択手続要領」などの細目を定めて、4月下旬から5月中旬にかけて実施する教育課程説明会において校長、副校長・教頭、総括教諭に通知・説明する。

ウ 各高校では、7月上旬までに各教科担当が、教科用図書目録に掲載された複数の教科用図書の中から、学校目標や生徒の実情に照らして2～3の候補に絞り込んだ上、最終的に一つの候補を選ぶ。それを、校長を議長とする校内の教科書選定会議に諮ったうえで、最終的には校長が使用希望する教科用図書を選定する。

エ 各高校から教科書選定システム（以下「本件システム」という。）へ入力された使用希望教科書一覧は、高校教育指導課の指導主事（以下「本件指導主事」という。）が、入力漏れや誤りがないか、選定理由が十分に入力されているか、などをチェックし（あれば、修正入力を求める。修正入力すると以前の情報は上書きされる。）、8月上旬に本件指導主事や校長

の代表等で再度チェックした上で、8月下旬に開催される県教育委員会会議に付議する。この委員会で最終的に県として、各県立高校で次年度使用する教科用図書を採択する。

オ 各高校から本件システムへ入力する以外に、各高校から文書を提出させることはない。

カ 採択した教科書は、9月中旬に、需要数を文部科学省に報告することとなっている。

(2) 本件依頼日に本件高校の校長を集めるに至る文書について

ア 本件期限日までに入力された本件システムの情報を本件指導主事がチェックし、高校名を羅列したメモを作成した。このメモを基に、本件依頼日に本件高校の校長を集めた。

イ 8月上旬の再度のチェックまでに再考が済んだ。それを確認した時点でこのメモは廃棄した。

(3) 本件行政文書について

前記(1)エで説明したとおり、本件システム上でデータを日々上書きしていくことや、前記(2)イで説明したとおり、メモは作成したが再考が済んだ8月上旬時点で廃棄したことから、本件期限日の本件選定希望教科書のわかる資料は、不存在である。

## 5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

ア 特定年の教科書選定手続は、本件期限日に至るまでは例年通りの手続で進められていたが、特定日開催の県教育委員会の委員協議会での質疑を契機に、翌日(本件依頼日)朝、特定の幹部職員(以下「本件幹部」という。)を含む県教育委員会の幹部職員の間で、本件教科書の使用申請が拒

否されるおそれがあるとして、本件幹部が、本件教科書の使用申請をした本件高校に対し、再考を依頼することとしたと認められる。

イ しかし、教科書の使用申請は、本件システムにおいて高校ごとに電子情報のやりとりで行われるため、本件期限日現在の申請状況を一覧化したファイルは作成されず、そのため、実施機関の職員が、本件高校の名称を記したメモを作成し、これによって、再考を依頼すべき高校を特定したと認められる。

ウ この再考依頼を受け、本件高校全部が、8月上旬の再度のチェックまでに、申請を修正して他社の教科書に差し替え、これを確認した後、本件高校の名称を記したメモは、目的を達成して不要になったと判断され、廃棄されたと認められる。

エ 本件システム上でデータを日々上書きし、これ以外に、各高校から文書を提出させることはないと認められる。

オ 前記イからエで確認したとおり、実施機関の、本件対象文書を作成していないとの説明は、不合理とまでは言えない。

## 6 付言

当審査会は、前述のとおり、本件対象文書が不存在であるとする実施機関の説明を認めたが、それ以上に本件対象文書の不存在が果たして適切なことかどうかまで判断する権限を有するものではない。しかし、ある事務の適正さを検証するためには、行政文書の存在が大きな意味を持つことはいうまでもなく、また、審査会としては行政文書が存在してこそ条例第5条各号の適用について判断できることもいうまでもないことなのである。特に、本件のように、事務局が再考を求めるような特殊な事案では、記録は重要であり、実施機関としては、文書は残さないという方向に現場が動くことを、できる限り避ける努力をすべきである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平 成 25 年 11 月 26 日	○ 諮問
12 月 3 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 20 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
平 成 26 年 1 月 9 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 3 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
10 月 23 日 (第 142 回部会)	○ 審議
11 月 13 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
11 月 18 日	○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取
11 月 27 日 (第 143 回部会)	○ 審議
12 月 25 日 (第 144 回部会)	○ 審議
平 成 27 年 1 月 22 日 (第 145 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員

(平成 27 年 2 月 18 日現在) (五十音順)